

持続化給付金の申請・審査についての改善要望

2020年5月11日
全国商工団体連合会
会長 太田義郎

5月1日から申請の受付が始まった「持続化給付金」について、さまざまな改善要望が寄せられています。

一刻も早く、給付金を必要としている事業者・フリーランスに貴重な施策が行き渡るよう、申請受付や給付手続きについて、以下の点について早急に改善いただきますよう要望します。

1、「給付に該当する中小業者をだれ一人取り残さない」を基本にすること

*持続化給付金の運用は「給付に該当する中小業者をだれ一人取り残さない」を基本にし、申請から給付まで、中小業者の実態と要求に即して対応すること。ドイツ国内では助成金の審査スタンスとして「良心に基づく申請を前提とし、必要なお金をすぐに支払い、あとから審査する」としている。こうした対応こそ求められる。

2、白色申告者の申請要件を青色申告者と同等にすること

①確定申告書に売上高が記入されていない場合は、申告書に加えて申告所得金額の根拠となった収支計算書などを添付することで申請を受け付けること

*所得税法は確定申告書への収入金額の記載を求めておらず、申告書で売上金額を確認する規定は法律上問題がある。

*確定申告の基となった収支計算書で、売り上げ、仕入れ、経費、所得を明らかにし、売上高を証明することができる。

*白色申告の個人事業者が消費税課税事業者の場合は、消費税申告書（必ず売上高が記載されている）を売上高の証拠書類として追加すれば、所得税

の確定申告書に収入金額を記載していなくても売上高を確認することができる。

② 白色申告の場合も月々の売り上げの比較で申請可能とすること

* 前年同月の事業収入について、「持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）」は、青色申告を行っている者の場合に、月別の「売上（収入）金額」の額を用いること（第4条2項）とあわせて、「2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする」としている（第4条3項）。この扱いを白色申告者にも適用すべきである。

3、法人事業概況説明書に代えて試算表等の添付で申請を受け付けること

* 法人事業概況説明書の提出を義務付ける法人税法上の規定はなく、国税庁は「提出はお願い。未提出の罰則はない」と答えている。また、法人税確定申告書に納税者が記入すべき売上金額の欄はない。しいて言えば、「※税務署処理欄」にあるだけで、ここに納税者自身が記入することはない。

* 法人決算書・確定申告の基になった月々の試算表または損益計算書か元帳の写しを添付することで売上高を証明できる。

4、制度の趣旨にそって実態に即した申請受付と審査を行うこと

① Webに限らず、必要書類の郵送での申請を受け付けること

* 「Web申請の意味もやり方も分からない」「自宅・事業所にWeb申請できる環境がない」などの事業者に申請の権利を保障するためにも、幅広く申請の方法を設けるべきである。

② 機械的な対応を直ちに改めること

(1) 青色申告の決算書を添付して申請した事業者に対して、青色申告書に売上金額が記載されていないことをもって、申請内容・添付に不備があったとして、修正を求める機械的な対応は改善されるべきである。

そもそも青色申告決算書で売上高の確認は可能であり、「青色申告を行っている場合、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における『月別売上（収入）金額及び仕入金額』欄の『売上（収入）金額』の額を用いる」とした「持続化給付金申請要領（個人事業者等向け）」の説明に反する扱い

は許されない。

(2) 事業承継に係る「証拠書類の特例」の内、個人事業の開業・廃業届出書について「提出日が開業から1ヶ月以内であり、税務署受付印が押印されていること」について、個人事業の開業・廃業届出が1カ月後であっても開業（営業開始）し、事業が行われている事実について、保存されている帳票類あるいは宣伝物などによって確認できれば、この要件に合致していると認め、申請を受け付けるべきである。

(3) 「昨年、重い病の治療に専念したために収入がなかったが、今は営業を再開している」ケースもある。そうした場合に、2年（あるいは3年）前の収入と比較した申請を可能にする必要があると考えるが、Web申請ではそうした対応ができないのではないか。事業継続の意思があり、懸命に努力する中小業者を新型コロナ危機から救済する対応が求められる。

(4) フリーランスの人たちが、所得金額を確定申告書の「雑所得」欄あるいは「給与所得」欄に記載しているケースがある。こうした人たちを機械的に申請の対象から外すことなく、まず、受け付けて、実態に即して判断すべきである。

また、「事業全般に広く使える給付金」という説明にふさわしく、個人のテナント貸付事業者を本給付金の支給対象にするべきである。

(5) その他

*身分証明書に年金手帳を加えること。

*外国人事業者にも分かりやすいガイダンスの作成・公表、申請支援窓口での支援体制の強化を図ること。

*スマートフォンでのWeb申請が「うまく進まない」「時間がかかる」などの苦情が寄せられている。その根本に、「推奨環境」として最新のブラウザが用いられていることがある。幅広く、申請手続きが進む環境を早急に整えるべきである。

以上

<要望項目「3」に関する資料>

令和 年 月 日 税務署長殿		法人区分 事業種目 同非区分	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分
納税地 (フリガナ) 電話() -	法人名 (フリガナ)	旧納税地及び 旧法人名等	翌年以降 送付要否 税理士法第30条 の書面提出有
法人番号	代表者 記名押印	添付書類	税理士法第33条 の2の書面提出有
代表者 住所			

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 令和 年 月 日)

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1		控 所得税の額 (別表六「一」[6]の③)	17		
法人税額 (53) + (54) + (55)	2		除 外国税額 (別表六「二」[20])	18		
法人税額の特別控除額 (別表六「六」[4])	3		税 計 (17) + (18)	19		
差引法人税額 (2) - (3)	4		の 控除した金額 (13)	20		
連結納税の承認を取り消された 場合等における税に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5		算 控除しきれなかった金額 (19) - (20)	21		
土地譲渡利益金額 (別表三「二」[24] + 別表三 「二」の二[25] + 別表三「三」[26])	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三「二」[27])	22	0	
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7		同 上 (別表三「二」[28])	23	0	
課税留保金額 (別表三「一」[4])	8	0 0 0	内 上 (別表三「三」[23])	24	0 0 0	
同上に対する税額 (別表三「一」[8])	9		この申告による還付金額 (21)	25		
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10		中間納付額 (15) - (14)	26		
仮税額調整外国税額加算及び外国団体等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六「五」[17] + 別表七「一」[13])	11		欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	27		
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	12		計 (25) + (26) + (27)	28		
控 除 税 額 (10) - (11) - (12)と(19)のうち少ない金額	13		この申告前の所得 金額又は欠損金額 (60)	29		
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14	0 0 0	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (65)	30	0 0 0	
中間申告分の法人税額	15	0 0 0	欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「四」の計 + 別表七「九」 若しくは(21)又は別表七「三」[10])	31		
差引確定(中間申告の場合はその 法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、(14) - (15)場合は、(26)へ記入)	16	0 0 0	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「一」[5]の合計)	32		
課税標準 所得の金額に 対する法人税額 (48) + (7) + (10)の写し	33		この申告による還付金額 (43) - (42)	45		
課税標準 課税留保金額に 対する法人税額 (9)	34		この申告 前の所得の金額に 対する法人税額 (68)	46		
課税標準法人税額 (33) + (34)	35	0 0 0	この申告 前の課税留保金額に 対する法人税額 (69)	47		
地方法人税額 (58)	36		この申告 前の課税標準法人税額 (70)	48	0 0 0	
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37		この申告により納付 すべき地方法人税額 (74)	49	0 0 0	
所得地方法人税額 (36) + (37)	38		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額			
仮税額調整外国税額加算及び外国団体等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六「五」[17] + 別表七「一」[13])	39		現金財産の最終 後の分配又は 引渡しの日	令和 年 月 日	決算確定の日	令和 年 月 日
外国税額の控除額 (別表六「二」[50])	40		還付を受ける 金融機関等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	郵便局名等	預金
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	41		口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-	
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42	0 0 0	※税務署処理欄			
中間申告分の地方法人税額	43	0 0 0				
差引確定(中間申告の場合はその 地方法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、(42) - (43)場合は、(45)へ記入)	44	0 0 0				

税理士
署名押印

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分…令二・四・一以後終了事業年度等分

<要望項目「4」②(1)に関する資料>

全商連 御中

202.5.1 宮崎県連

ご苦労様です。

確定申告書には売上高が記載されておらず、青色決算書には売上高が記載されている方の申請が下図のような形で拒否されました。

持続化給付金 申請フォーム	
申請内容・添付に不備がありましたので修正してください	
・申請された売上税務申告額が[確定申告書第一表の控]又は[住民税の申告書]と一致していませんでした。	